

中小企業経営と消費税

これだけはやっておきたい！ 平成26年4月からの税率変更事前対策

マネーコンシェルジュ税理士法人 今村 仁

第3回 医療機関や住居系の賃貸経営者などの非課税業種は、消費税増税が利益を圧迫します！

非課税取引とは？

消費税における「取引」は、課税取引、非課税取引、不課税取引に分かれます。通常の商品売買やサービスの提供は、課税取引となり消費税が課税されます。一方、消費税は日本国内における消費を前提とした税金ですので、国外での取引には不課税として消費税計算の対象外とされています。また、消費税の性格から課税対象となじまないものや、社会政策的配慮から課税しないものとして、限定列举で非課税取引が定められています。主な非課税取引を列举すると次のようになります。

非課税取引

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (1) 土地の譲渡及び貸付け | (6) 助産 |
| (2) 有価証券等の譲渡 | (7) 一定の身体障害者用物品の譲渡や貸付け |
| (3) 社会保険医療の給付等 | (8) 学校教育 |
| (4) 介護保険サービスの提供 | (9) 教科用図書の譲渡 |
| (5) 社会福祉事業等によるサービスの提供 | (10) 住宅の貸付け |

非課税業種は消費税増税が利益を圧迫

例えば、住居系の賃貸マンション経営をされている会社や、医療機関、調剤薬局、介護サービス会社などでは、売上げの多くが消費税法上の非課税取引となります。売上げの多くが非課税であるということは、消費税の免税事業者となっているケースが大半でしょう。免税事業者の場合、消費税を納めなくてもよい代わりに、課税仕入れ等で支払った消費税についても取り戻すことができません。つまり、非課税取引が大半を占めるような住居系賃貸マンション経営会社や医療機関、調剤薬局、介護サービス会社などでは、消費税が増税となれば、その増税分がそのまま利益を圧迫することになります。

例えば、年間売上高が80,000千円で消費税増税前の現在の利益が3,000千円の会社でシミュレーションしてみます。

● 増税前（消費税率5%）

（単位：千円）

売上（全額非課税）	80,000
仕入（全額課税）	58,800
売上総利益	21,200
販管費	18,200
（うち課税仕入	6,300）
営業利益	3,000

● 増税後（消費税率10%）

（単位：千円）

売上（全額非課税）	80,000
仕入（全額課税）	61,600
売上総利益	18,400
販管費	18,500
（うち課税仕入	6,600）
営業利益	△100

※免税事業者のため税込経理

消費税が5%から10%に増税されて売上げなど他の数値に変更がないものとした場合、営業利益は3,000千円の黒字から100千円の赤字に転落してしまいました。

会社にとって消費税というのは預かり物であるため、「売上げの際に預かった消費税」から、「仕入れなどの際に支払った消費税」を差し引いた残りを納税すれば、原則損も得もないはずですが、このシミュレーションで確認したように、非課税業種の場合には、負担した消費税分だけ利益が減少するという事態が起こります。このケースでは、消費税増税により（税抜課税仕入56,000千円＋税抜課税販管費6,000千円）×（10%－5%）＝3,100千円が営業利益にマイナス要因を与え、増税前の営業利益3,000千円－3,100千円＝増税後の営業利益△100千円となりました。

非課税業種の場合は、この増税インパクトを事前によく理解した上で、今からさらなる利益確保策を考えておくようにしてください。

この話が経営者の皆様の経営の一助となれば幸いです。

（マネーコンシェルジュ税理士法人 <http://www.money-c.com>）